

令和7年度 地方創生に資するSDGs関連予算一覧

-内閣府・消費者庁・こども家庭庁・総務省・文部科学省・厚生労働省-

令和7年2月
内閣府地方創生推進事務局

①内閣府

地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和7年度概算決定額 3.0億円

（令和6年度予算額 3.0億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 能登半島地震の対応を通して、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 能登半島地震の影響等により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 1.0億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型
0.8億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1.2億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
(B) つながりサポート型(NPO活用特化)【補助率】4分の3
(C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度概算決定額 497百万円】
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

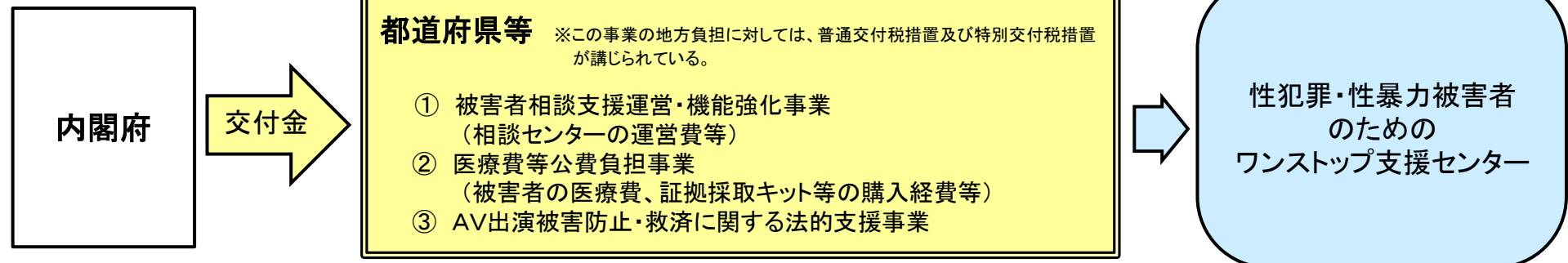
目 的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概 要

- ◆ 交 付 先 : 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組 等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応 等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算 等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等)
 - ③A V出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交 付 率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③A V出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ そ の 他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

目 的

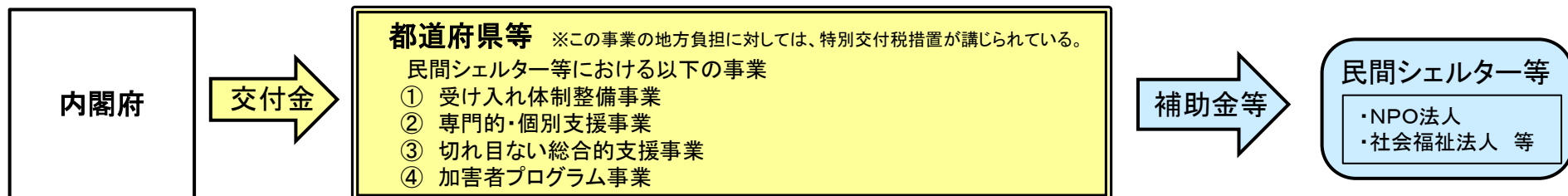
【令和7年度概算決定額 307百万円】(令和6年度当初予算額 316百万円)

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概 要

- ◆ 交 付 先 : 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費(以下①～④)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保(若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等)等)
 - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費 等)
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等 : 国 3/4 (交付上限: 1 民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
- ◆ そ の 他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



地方創生SDGs推進事業（内閣府地方創生推進室）

7年度概算決定額1.2億円 （6年度予算額 4.4億円）

事業概要・目的

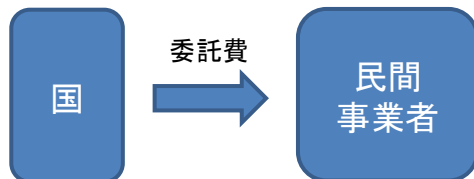
- 地方創生の実現に向け、自治体等においては持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿った取組（地方創生SDGs）を推進することが重要です。
- 地方創生SDGsの達成に向けた自治体の取組を推進するため、SDGs未来都市に係る業務を行います。
- 官民連携による取組を促すため、官民マッチングを活性化するとともに、多くのステークホルダーが参画する取組を推進します。
- 地方創生SDGsの一層の推進を図るため、企業、金融機関、団体、教育機関等による地域活性化の取組を促進します。

事業イメージ・具体例

- SDGs未来都市により、自治体の地方創生SDGsの取組を促進します。また、地域課題の解決に向けた取組をSDGsの観点から後押しするとともに、各地域において経済・社会・環境の3側面を統合する施策の推進を促し、持続可能なまちづくりにつなげます。
- 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の活動をセミナー及びイベント等の拡充により活性化を図るとともに、官民連携事業の実現性を向上するため、自治体の取組を支援（伴走支援）します。
- 地方創生SDGsの一層の推進を図るため、「企業等による地方創生SDGs推進研究会」を設置し、企業、金融機関、団体、教育機関等の参画による地方創生SDGsの推進を図ります。

資金の流れ

・地方創生支援委託費 1.2億円



期待される効果

- 地域において、経済・社会・環境の3側面を統合する「地方創生SDGs」を推進することにより、新たな地域課題の解決、地域の活性化、DX・GXを見据えた地域社会変革への対応を後押しすることにより、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現します。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

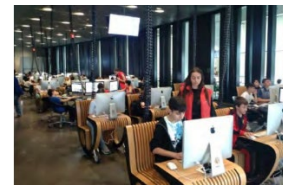
- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



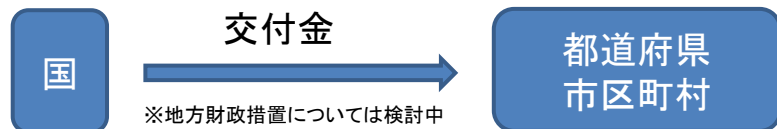
地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

未来技術社会実装事業（内閣府地方創生推進事務局）

7年度概算決定額
（6年度予算額

0.19億円

0.24億円）

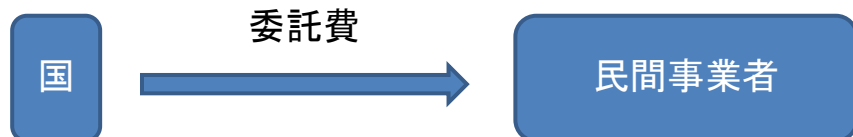
事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、スマートシティ施策を地域ビジョンの実現に資する推進施策の一つに位置付けています。地方自治体と政府、官民・大学が連携して、AIやIoTなどの未来技術による地域課題の解決により、新たな価値の創出や持続可能な地域社会の実現を図ることとしています。
- また、令和6年3月に発表された「スマートシティ施策のロードマップ」では、地方自治体が取組むに当たり、ニーズの汲取りや案件形成に当たっての支援（伴走支援）を国が行うことやそれらの取組を通じた、スマートシティに取組む自治体のすそ野を広げることが位置付けられています。
- 本事業では、未来技術の社会実装に係る地方公共団体の取組について、関係府省庁一丸となった伴走支援等の総合的な支援を行い実装を目指すとともに、社会実装のノウハウやプロセスの集積・横展開と地方創生のさらなる推進を図ります。

事業イメージ・具体例

- 社会実装に向けた伴走型支援
選定自治体等に対して、未来技術の実装に向けた支援（進捗把握、課題の特定、解決策の提示等）を行います。
- 社会実装の実践的ノウハウやプロセスの横展開等
選定自治体間の共通課題の解決を図る交流会を開催します。また、未来技術の実装に向けたノウハウやポイントを整理し、選定自治体へ提供します。
- 周知・啓発、支援の強化
選定事業の取組をまとめた事例集の作成や相談窓口の設置により、地方自治体等に向けて本事業の活用を促します。
また、自前で未来技術の実装に向けた取組みを進めることが困難な自治体を対象とし、地域が抱える課題に対する活用技術の具体化や、推進体制の構築等、スマートシティに取組む自治体のすそ野を広げるための、より手厚い伴走型支援スキームを検討します。

資金の流れ



期待される効果

- 高齢化や人口減少等の地域課題の解決に向けた未来技術の活用により、地方からのデジタルの実装を推進し、デジタル田園都市国家構想に基づく、スマートシティの社会実装の推進。

スーパーシティ等の推進に必要な経費（内閣府地方創生推進事務局）

令和7年度概算決定額 **0.5億円**
（令和6年度補正予算額 8.0億円）

事業概要・目的

国家戦略特区であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区において、先端的服务により地域課題の解決等を実現するモデル地域として、必要な規制改革やデータ連携に係る調査・実証を行い、実装につなげるとともに、この中で得られた知見を他地域にも共有する。

スーパーシティ（R4.4～）

規制・制度改革とデータ連携を一体的に進め、様々な生活分野において先端的服务の実装に取り組む

（つくば市、大阪府市）

デジタル田園健康特区（R4.4～）

3自治体が連携し、健康・医療分野を中心として課題解決に取り組む

（加賀市・茅野市・吉備中央町）

連携“絆”特区（R6.6～）

共通課題を抱える自治体間の連携により、地域課題解決に取り組む

（新技術実装【福島県・長崎県】
産業拠点形成【宮城県・熊本県】）

金融・資産運用特区（R6.6～）

資産運用立国に向け、ビジネス・生活環境整備や成長分野等の推進に取り組む

（北海道など）

資金の流れ

国

委託費・調査費等

民間事業者等

事業イメージ・具体例

○スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区において、先端的服务の実装に必要な規制・制度改革の実現やサービスの実装、幅広いデータの連携・利活用に向けて、調査・実証等を行うとともに、その知見を取りまとめ、他地域への横展開を図る。

調査・実証等を通じた
取組の拡充・加速化

様々な分野における
先端的服务の早期実現

地域課題

特区制度を活用した
規制・制度改革の実現

幅広いデータの
連携・利活用



交通弱者に対する
移動手段の確保



医療健康情報の
利活用



買い物困難地域における
ドローン配送サービス

得られた知見をとりまとめ、他地域への横展開を図る

期待される効果

○規制・制度改革の実現やデータ連携に資する先端的服务の開発・構築等を支援することで、地域課題の解決や日本経済の活性化に向けた全国のモデルとなる取組を創出し、地方創生の早期実現を図る。

②消費者庁

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算（案）額 **15.5億円**
（令和6年度予算額 16.5億円）

事業概要・目的・必要性

○消費者被害の防止・早期発見・救済のためには、消費者問題が発生している地方の現場の対応力の強化が不可欠です。

○そのためには、住民に身近な基礎自治体における相談体制や啓発活動の強化を図るとともに、都道府県による基礎自治体への支援機能を強化し、消費者がどこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を確保していく必要があります。

○相談体制と並んで、消費者被害防止のための情報提供、被害の発見、相談窓口へのつなぎを行うためのアウトリーチ（見守り活動）機能強化も必要です。

○これらは、人口減少、高齢化等の社会経済状況の変化も見据え、デジタル技術も活動しつつ、取り組んでいく必要があります。

○また、複雑・巧妙化する悪質商法の手口や、食の安全・安心、消費者志向経営、食品ロス削減など時々の重要課題にも迅速かつ適切に対応する必要があります。

○本交付金は、時々の重要テーマ等を踏まえつつ、国が重点事項を示した上で、地域の実情に応じて消費者行政の機能強化を図る地方公共団体の取組を支援します。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

（1）重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

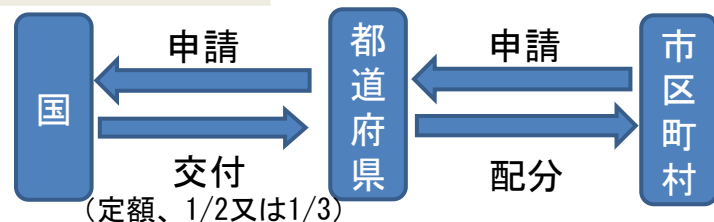
- ① 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（一部事業を期限付きで定額補助）
- ② 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用（消費者安全確保地域協議会の設置・機能強化）
- ③ 消費者教育・啓発への取組（食品表示制度の普及、相談対応困難者対応）
- ④ SDGsへの取組（エシカル消費の普及・促進、食品ロス削減（フードバンク団体支援）等）
- ⑤ 法執行体制（悪質商法対策）の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

（2）国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

（3）靈感商法を含めた悪質商法対策事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

○地方消費者行政のデジタル化・自治体連携、消費生活相談員のスキルや対応力の向上、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる、持続可能な地域体制の維持・充実を確保します。

○国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

③ こども家庭庁

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5 予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援）【R3 予算～】
 - ・こども家庭庁では、保育に関する情報発信サイトを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。（R6.3）

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3 予算～】
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5 予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5 予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から6年以内【R6 予算】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算～】
 - ・若手保育士や再就職して間もない保育士（勤務経験5年以内）に限らず保育所等に勤務する保育士を支援対象【R6 予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算～】
 - ・保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う【R6予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 【対象事業】
（1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （2）小規模保育改修費等支援事業 （3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（4）認可化移行改修費等支援事業 （5）家庭的保育改修費等支援事業 （6）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7案）】

（1）新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	17,708千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	31,874千円
	利用（増加）定員60名以上	64,929千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 31,874千円

（2）1事業所当たり：25,972千円	（3）1施設当たり：25,972千円	（4）1施設当たり：37,777千円
（5）保育所で行う場合（1か所当たり）：25,972千円	保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,833千円	
（6）1事業所当たり	①改修費等：4,324千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

- 【補助割合】（1）～（4） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （*）国：1／2、市区町村：1／2
（※）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3
（5） 国：1／2、市区町村：1／2 （※）国：2／3、市区町村：1／3
（6） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり
○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（2）、（6）に限る）

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

令和7年度予算案 母子保健医療対策総合支援事業 58億円の内数（118億円の内数） 【平成26年度創設】

事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

事業の概要

1. 市町村事業

- （1）産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- （2）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。
- （3）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）
こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

実施主体等

【実施主体】 1. 市町村 2. 都道府県 【補助率】 1／2

令和7年度予算案 母子保健医療対策総合支援事業 58億円の内数（118億円の内数）【平成26年度創設】

事業の目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内 容

- （1）利用者の悩み相談対応やサポート
- （2）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- （3）妊産婦等をサポートする者の募集
- （4）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- （5）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- （6）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- （7）妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- （8）出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

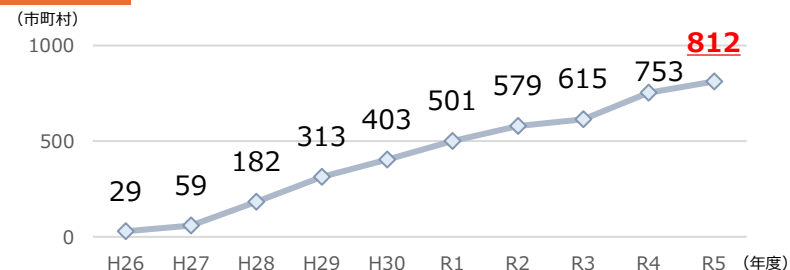
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価：月額170,900円～2,781,600円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



令和7年度予算案 母子保健医療対策総合支援事業 58億円の内数（118億円の内数） 【令和2年度創設】

事業の目的

- 多胎妊産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

事業の概要

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊産婦等サポーター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内 容

（1）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（2）多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

◆ 実施自治体数 （令和5年度変更交付決定ベース）

- ・多胎ピアサポート事業 109自治体
- ・多胎妊産婦等サポーター等事業 109自治体



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村（市町村内の多胎妊産婦が少人数である場合、都道府県が実施することも可能）
- ◆ 補助率 : 国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価

多胎ピアサポート事業	月額208,200円
多胎妊産婦等サポーター等事業	月額169,400円～791,400円
（人口により異なる）	

令和7年度予算案 母子保健医療対策総合支援事業 58億円の内数（118億円の内数） 【令和3年度創設】

事業の目的

- 家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う。

事業の概要

◆ 対象者

出産・子育てに関して悩む父親

◆ 内 容

（１）ピアサポート支援等

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらにこどもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

（２）父親相談支援

妻の妊娠・出産やこどもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価 : ピアサポート支援等事業
父親相談支援

月額 59,000円
月額 154,800円

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

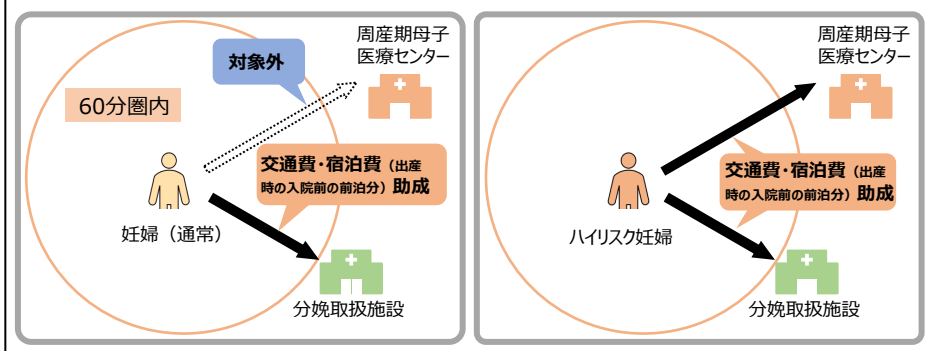
◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、最寄りの周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦

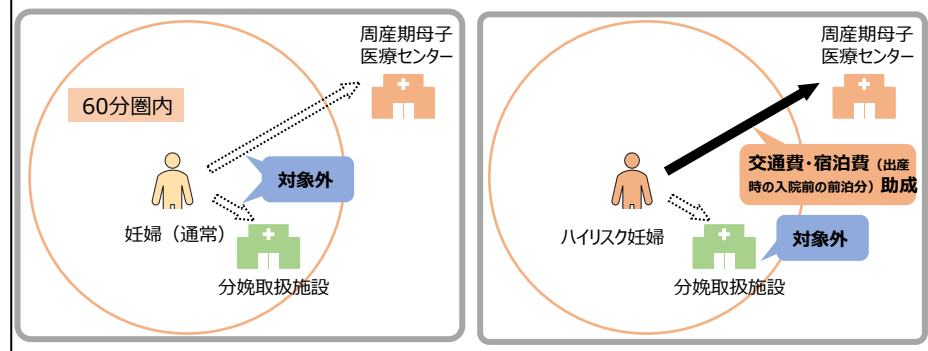
◆ 内容

- ① 自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
- ② 自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分未満だが、最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費を助成する。

① 分娩取扱施設まで60分以上の移動が必要



② 分娩取扱施設まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



(留意事項) 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
(都道府県1/4、市町村1/4)
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

- ① 交通費（往復分）：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成（※2割は自己負担）
- ② 宿泊費（上限14泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2000円／泊を控除した額を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付金決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

4 総務省

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 615百万円
 R6年度補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 2,110百万円
 （R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 600百万円の内数）

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
 の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・「デジタル技術」国費3/4
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域密着型（地域資源の活用）
- ・ 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・ 地域金融機関等による融資等
- ・ 新規性（新規事業）
- ・ モデル性

対象経費は、
 ・施設整備費
 ・機械装置費
 ・備品費

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
 （原則、無担保融資）

・ 公費による交付額以上

自己
 資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
 菌床しいたけ栽培による地域
 経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
 織物業再興×ふるさと納税活
 用プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
 ～Ferment Base～



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
 古民家を活用した宿泊施設
 とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家
 等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
 鹿児島活性化事業



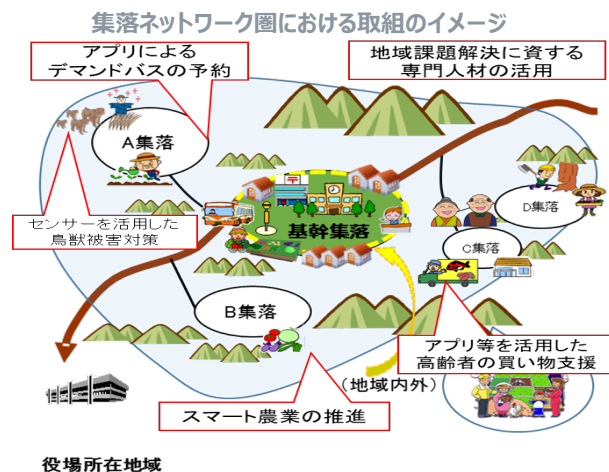
ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）

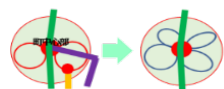


【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線見直しのイメージ



アプリのイメージ



コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）

（市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
（1/2補助）

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

テレワーク普及展開推進事業

- テレワークの普及・定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援等やテレワークに関する普及啓発を実施する。

■施策の概要

① テレワーク・ワンストップ・サポート

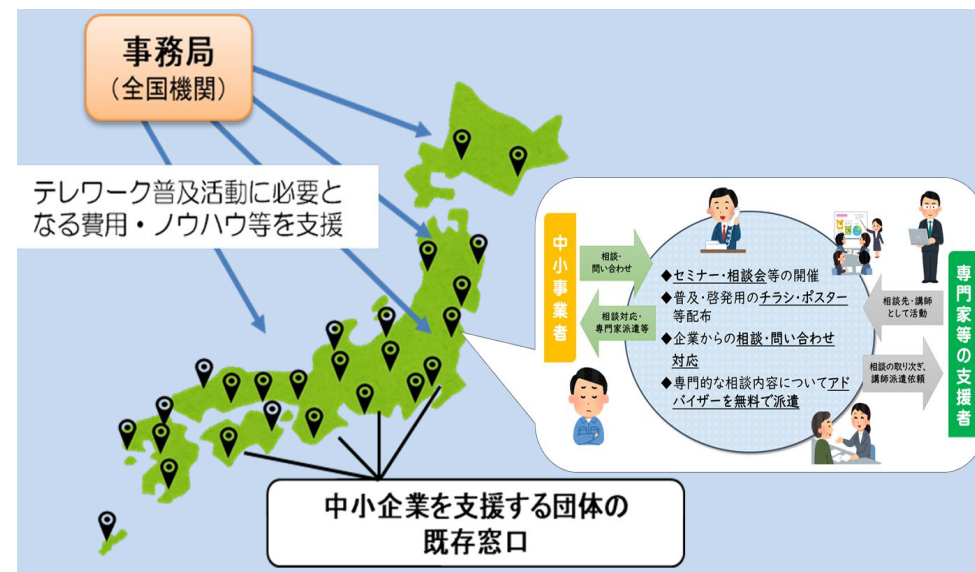
- ・テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、専門家(※)が無料コンサルティングを実施。

※ テレワークに係るセキュリティ、ICTツール、労務管理の専門家(テレワークマネージャー)

- ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備するとともに相談内容等に係る調査・分析等を実施。

② テレワーク月間における普及啓発

- ・企業等にテレワークの実施を呼びかけるテレワーク月間(11月)を開催し、テレワークに関する普及啓発を行うほか、テレワークトップランナー総務大臣賞等の表彰イベントを開催。



テレワーク月間ロゴ



(事業主体) 民間企業(通信事業者、ベンダ)等
(事業スキーム) 調査研究(請負)
(計画年度) 令和4年度～令和7年度

令和7年度予算案額 130百万円(令和6年度予算額 255百万円)

情報通信インフラ整備加速化パッケージ

・デジタル田園都市国家構想の実現のためには光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備が不可欠であることから、下記の整備目標（デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版））の達成に向けて、情報通信インフラ整備を加速化

- － 光ファイバ等：令和9年度末までに世帯カバー率99.9%
- － 携帯電話：令和12年度末までに5G人口カバー率全国・各都道府県99%

令和12年度末までに道路カバー率（高速道路・国道）99%（高速道路については100%） 等

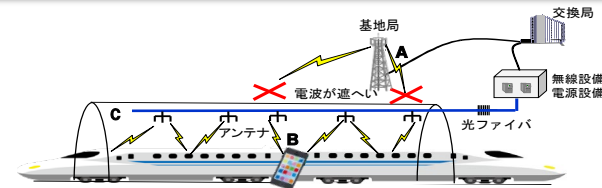
携帯電話基地局の整備加速化



○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

トンネル等における移動通信用中継施設の整備加速化

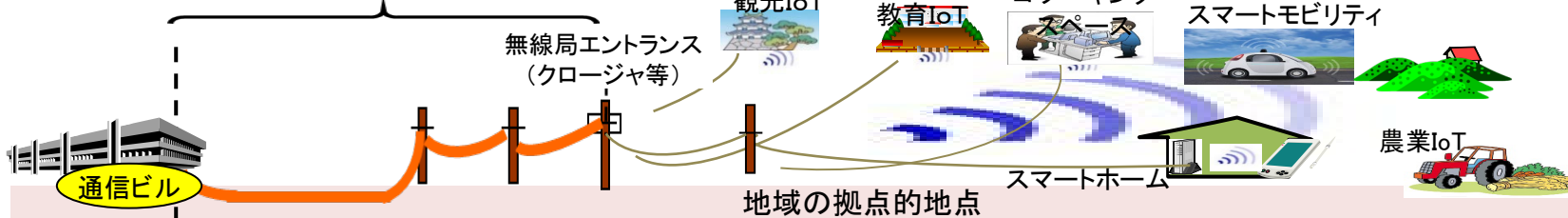


○電波遮へい対策事業

- ・トンネル等において、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

光ファイバの整備加速化

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

○伝送路設備の効率的な地中化に係る調査（令和6年度補正限り）

- ・伝送路設備の効率的な地中化について、通信ネットワークの敷設状況等を踏まえた調査を実施

情報通信インフラ整備加速化パッケージ 令和6年度補正 26.2億円、令和7年度予算額(案) 39.9億円
(令和6年度予算額 78.0億円、令和5年度補正 59.3億円)

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、**地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※**

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



(事業主体) シンクタンク(シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施)

(事業スキーム) 実証事業(請負)

(計画年度) 令和7年度～令和9年度

令和7年度予算額(案) 150百万円(新規)

5 文部科学省

健全育成のための体験活動推進事業

令和7年度予算額（案）

99百万円

（前年度予算額）

99百万円



文部科学省

事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

（１）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における２泊３日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

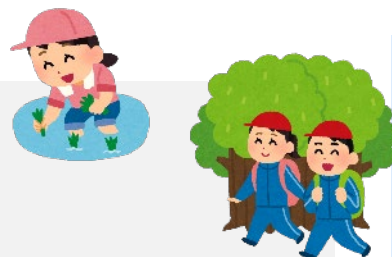
- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

（２）体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



経済財政運営と改革の基本方針2024

（R6.6.21閣議決定）

『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）

『子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など	補助割合	国 1 / 3

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

地域を担う人材育成のための キャリアプランニング推進事業

令和7年度予算額（案） 8百万円
(前年度予算額 8百万円)



背景・課題

- 地元企業等と連携した職場体験・インターンシップは、**児童生徒の勤労観・職業観を形成する上で欠かせない体験活動**であるとともに、児童生徒がより **地元企業への愛着や理解を深められる機会**としても重要である。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、**職場体験・インターンシップの実施状況が大きく落ち込んでおり、その回復が喫緊の課題**となっている。

事業内容

「キャリアプランニングスーパーバイザー（※）」を教育委員会等に配置し、**キャリア教育の推進等を通じ、地元**に就職し**地域を担う人材の育成**を図る。

※ 元民間企業の人事担当者、キャリアコンサルタント、退職校長等の学校関係者等を想定
(令和5年度実績：配置人数21人)

【キャリアプランニングスーパーバイザーの主な業務】

- ・ 地元への理解や愛着を深めるキャリア教育の推進
- ・ 職場体験・インターンシップの受入れ先開拓
- ・ 学校と企業等とのマッチング
- ・ 教職員等への支援・相談・情報提供
- ・ 生徒へのキャリアカウンセリングや就労支援
- ・ 中退者や高校卒業後早期離職した者等への就労支援
- ・ 高校や地域若者サポートステーション等との連携

◆経済財政運営と改革の基本方針2024（R6.6.21閣議決定）

豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動・キャリア教育・職業教育等を推進するとともに（略）

◆教育振興基本計画（R5.6.16閣議決定）

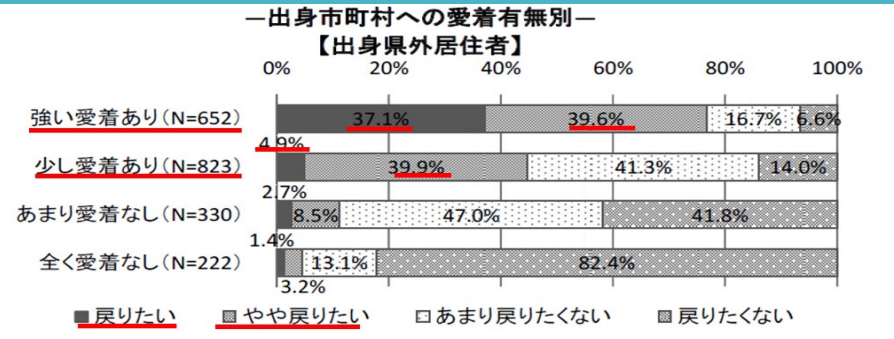
学校が地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動、就業体験活動（インターンシップ）の普及促進を図る。

（参考）職場体験・インターンシップを実施している学校の割合

	R1	R2	R3	R4	R5
公立中学校	97.9%		28.5%	54.1%	76.2%
公立高等学校 (全日制+定時制)	85.0%		52.9%	66.2%	73.1%

※「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）を基に作成

（参考）出身市町村へのUターン希望状況



※「地方における雇用創出・人材還流の可能性を探る-（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」をもとに作成

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

対象校種	小学校、中学校、高等学校等	実施主体	都道府県、市区町村
補助割合	補助率（国：1/3 県市：2/3）	補助対象経費	諸謝金、旅費等 (開始年度：平成27年度)

学校における支援スタッフの配置支援

令和7年度予算額（案） 121億円
（前年度予算額 121億円）



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実と働き方改革**を実現



補習等のための指導員等派遣事業 116億円（121億円）

教員業務支援員の配置【拡充】	副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】	学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）
人数：28,100人（28,100人）	人数：1,300人（1,000人）	人数：9,200人（11,000人）
<事業内容> 教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援	<事業内容> 副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援 ▶業務内容のイメージ 副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、保護者や外部との連絡調整 等	<事業内容> 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。 ・児童生徒の学習サポート進路指導 ・キャリア教育 ・学校生活適応の支援 ・教師指導力向上等
<想定人材> 地域の人材（卒業生の保護者など）	<想定人材> 退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等	<想定人材> 退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材
<実施主体> 都道府県・指定都市	<実施主体> 都道府県・指定都市	<実施主体> 都道府県・指定都市
<負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3	<負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3	<負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3
※学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案した配分基準を設定		

校内教育支援センター支援員の配置事業 4億円（新規）

<事業内容> 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援	<配置校数> 2,000校	<負担割合> 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3
<実施主体> 学校設置者（主に市区町村）		



（担当：初等中等教育局財務課）

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

22百万円
19百万円



文部科学省

【事業開始年度：令和2年度】

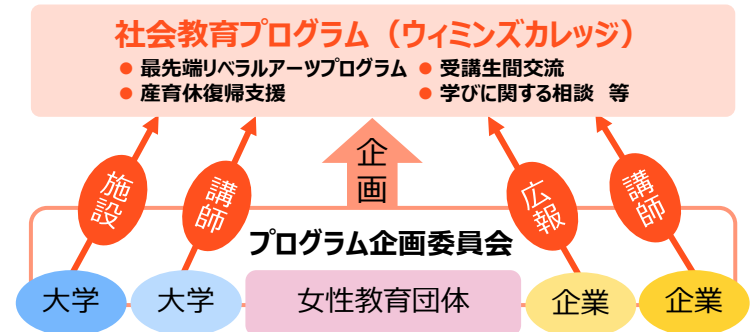
背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、**あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。**
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）では、**社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要**とされた。
「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられている。
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太2024）（令和6年6月）では、「**未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。**」とされている。

令和2年度より女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。当該モデルを活用し、全国の大学、女性教育団体、企業等が各地域で女性支援プログラムを展開・充実していくことが必要。また、子供達が男女共同参画への意識を持ち、かつ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に捉われない進路選択等を行うためには、幼児期からの教育現場等における取組が重要。併せて、子供達の最も身近な存在である教員の理解も必須。

取組① 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及

- 本事業では、女性教育関係団体と大学、企業等が連携し、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援するため、男女共同参画の意識醸成と女性ネットワークの構築を行いながら自身のビジネススキルを向上させる教育プログラムを開発し、女性のエンパワーメントを図ってきた。
- 女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムの全国的な普及・充実のため、**これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援のあり方を議論する全国シンポジウムを開催する。**



取組② 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究 **拡充**

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。
（昨年度の成果を踏まえ、未就学児の教育現場で活用できる教育プログラム開発と保護者向けの啓発資料を作成する。）

取組③ 教員養成課程における男女共同参画学習の推進 **新規**

- 大学の教員養成課程における男女共同参画学習の充実のため、教職科目（大学が独自に設定する科目等）における関連科目の現状について調査研究を行う。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和7年度予算額（案）	19百万円
（前年度予算額）	25百万円
令和6年度補正予算額	20百万円



文部科学省

【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にしない」「被害者にならない」「傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）を決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024
（女性版骨太の方針2024）」R6.6.11

生命（いのち）を大切に、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「**生命（いのち）の安全教育**」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

経済財政運営と改革の基本方針2024
（骨太の方針2024）」R6.6.21

こども性暴力防止法や「**生命（いのち）の安全教育**」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めたこども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、こどもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図ってきたところ。**

これらの取組を一層加速させるため、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。また、教材・指導の手引き等の改善等の取組についても進める（R6年度補正予算）。

普及展開事業の実施

メニュー①

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等**の普及展開に関する取組を支援

メニュー②

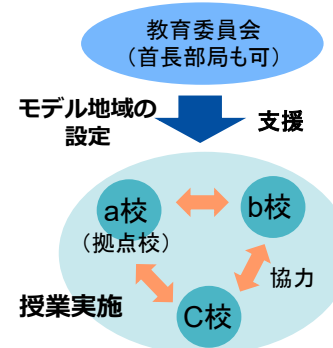
教育委員会等と連携し、**ワンストップ支援センター（注1）運営団体が複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援**

（注1）性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口

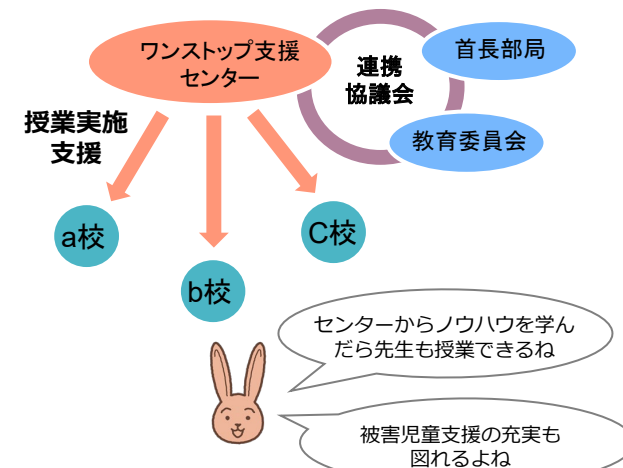
支援内容

- モデル地域内での授業実施
- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供
- コーディネーターの設置
- 研究協議会、研修の実施 等

【教育委員会が実施】



【ワンストップ支援センターが実施】（注2）



（注2）国はワンストップ支援センターと委託契約を締結
（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

令和7年度予算額（案） 240百万円
（前年度予算額 329百万円）
令和6年度補正予算額 82百万円



背景・課題

昨今、児童生徒の尊い命を奪う事件・事故が後を絶たないことから、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、**スクールガード・リーダー等の増員による見守り活動の充実、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上の促進、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化などの体制整備が必要とされている。**

事業内容

【補助事業（補助率：国1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担）、実施主体：都道府県及び市町村、平成17年度事業開始】

スクールガード・リーダーによる学校や通学路の巡回指導等の実施に対する活動支援

- スクールガード・リーダー（警察官OB・OGや教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）による指導助言や、各学校を定期的に巡回するために必要な**謝金、旅費等の補助**
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの**連絡協議会等の開催**を支援

スクールガード・リーダーの育成、スクールガード等（学校安全ボランティア）の養成に対する支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材を継続的に確保するための**育成講習会の実施**を支援
 - 通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点検等に参画するボランティアが必要な知識等を身に着けるための**養成講習会の実施**を支援
- ※他の自治体で開催する講習会への参加支援も含む



スクールガード等の増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- スクールガード等を募集するための**広報紙やポスター、看板等の作成費用の補助**
- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など**防犯活動への支援**
- 子供の見守り活動に係る**帽子や腕章等の消耗品費、ボランティア保険料の補助**

通学時における子供の安全確保に関する調査研究事業

※令和6年度補正予算額として
82百万円を計上（委託事業）

教育委員会を中心とした学校関係者による協議会を設置し、地域の見守り活動体制と組み合わせた**スクールバスの試行的な運行を行うことを通して、通学時における児童生徒の安全確保の分析・検証**を行う。

スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード等ボランティアの養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**

スクールガード・リーダーがスクールガード等のボランティアに対して、**見守りや安全点検、不審者対応等のポイント等について指導・助言**

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

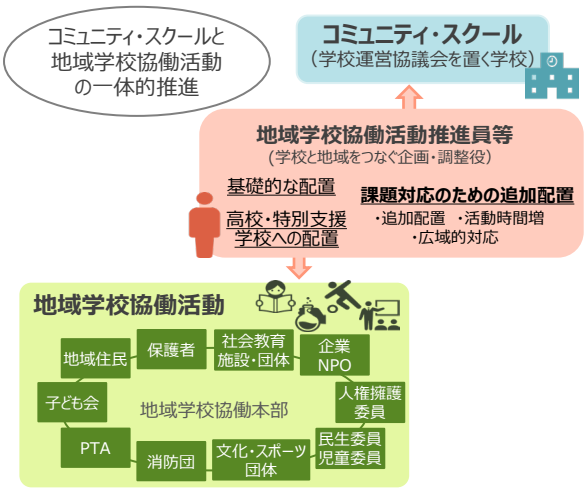
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
（3）公教育の再生・研究活動の推進
（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

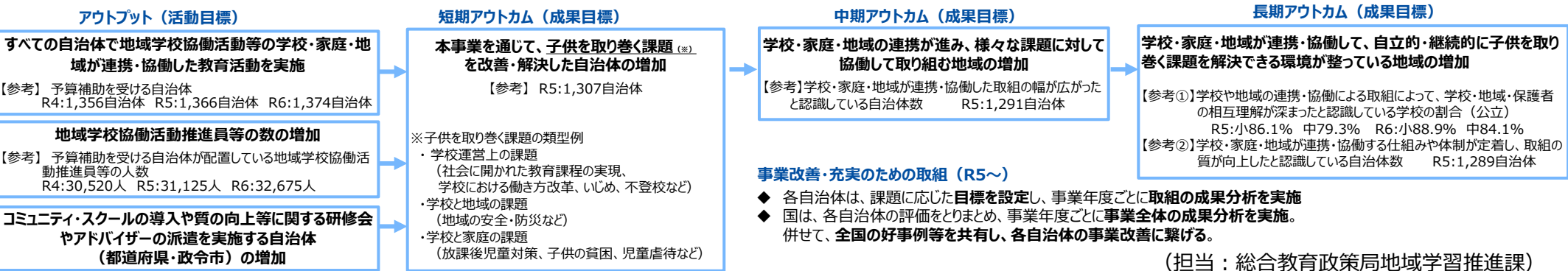
事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題**に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル



地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

68百万円
70百万円



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

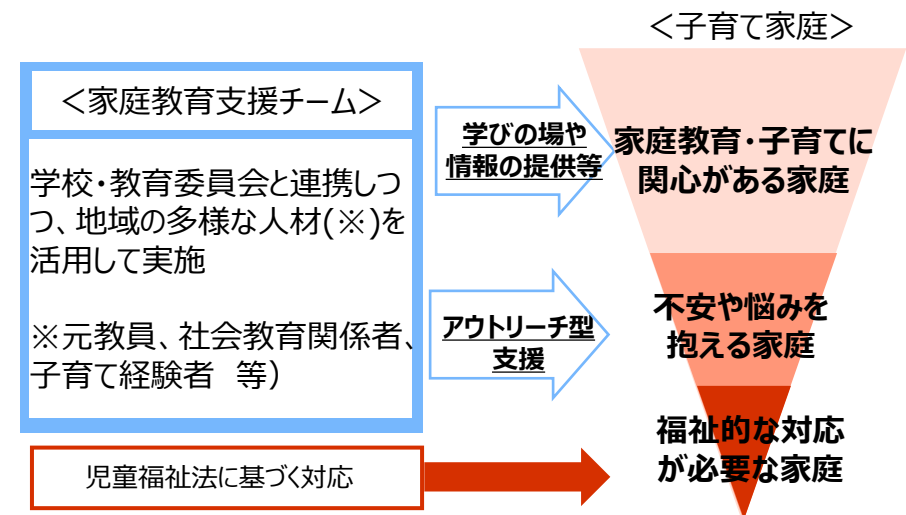
骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

（こども大綱の推進）

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。（R5:40.0%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額（案）

681億円

（前年度予算額）

683億円



文部科学省

令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

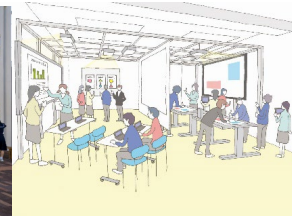
② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

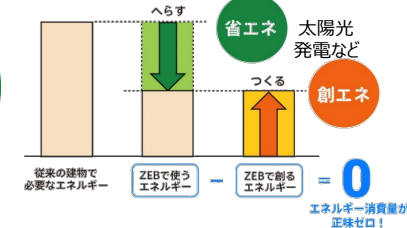


バリアフリースイートの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和9年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030

～UNESCOConnect～

令和7年度予算額（案）：148百万円
（前年度予算額：88百万円）



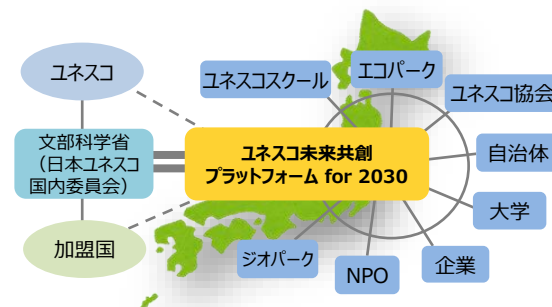
目的

- ✓ 令和6年3月に日本ユネスコ国内委員会によってまとめられた提言において指摘された事項に対する重点的な取組を通じて、**国内外の多様な主体間の連携・協働・学び合いを活性化**させ、ユネスコの理念・ユネスコ活動を更に普及・促進していくことを目指す。
- ✓ 国際社会が一致して取り組む**SDGsの達成年限である2030年に向けて、令和2年度に開始したプラットフォーム事業を拡充し、ユネスコ活動を社会全体（Whole Society）で展開することにより、SDGs達成に貢献**する。

現状課題

「国際情勢等を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言」（令和6年3月 日本ユネスコ国内委員会）

- 現在の複雑な国際情勢下において、ユネスコの普遍的な使命である教育・科学・文化を通じた平和及び安全への貢献を再確認することが重要である。
- 国内におけるユネスコ活動の在り方について、①多様なネットワーク活性化、②認知度向上のための広報の強化、③ユース（若者）によるユネスコ活動の促進、④ユネスコ登録事業等における実施者の主体的かつ継続的な取組が求められている。



1. ユネスコ未来共創プラットフォームの運営

116百万円（76百万円）

◆プラットフォーム事務局の運営

国内外の多様な主体間の連携を促進するため、本事業を総括し推進するプロモーター役を担う。

活動例：国内のユネスコ活動に係る情報の一元化、情報発信、異分野間、世代間のネットワーク作り、各ステークホルダーを巻き込んだイベント等の実施 等

◆ユネスコスクール事務局の運営

国内に約1,000校あり、持続可能な開発のための教育（ESD）推進拠点であるユネスコスクールの活動支援（加盟申請、定期レビュー、研修会や全国大会の運営、国際交流推進事業（拡充））を実施する。

◆ユネスコ活動に関する調査研究

ユネスコ活動の活性化に向けた教育・科学・文化等の各分野に関する調査研究を実施する。

事業内容

2. ユースによるユネスコ活動活性化支援

15百万円（新規）

ユースによる**多様なステークホルダーとの連携、ユースフォーラムの開催、研修会の実施、国際会議への参加等の支援**を通じて、ユースのユネスコ活動への主体的な参画を促すことにより、**ユースのネットワークを強化し、ユースの声をユネスコ活動へ反映するとともに、その成果を国内外に発信**する。

3. ユネスコ登録事業ネットワーク拠点運営

7百万円（6百万円）

ユネスコ世界ジオパークのユネスコへの新規申請、再認定審査（認定後4年ごと）に係る業務、ユネスコとの連絡調整等を行う。
また、**事前の指導・助言及びネットワークを通じた研修会・情報共有等の実施**により、新規申請を希望する地域・認定地域への支援を行う。

背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、気候変動問題等の地球規模課題を含む社会問題の解決や新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）対応や、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**が指摘されている。
- 内閣府「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和4年3月17日）において、「**総合知**」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題が指摘されている。

事業概要

➤ **社会課題の解決やELSI対応の推進のため、人文・社会科学及び自然科学の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進**する。

【取組概要】

委託研究（ファンディング）

- ✓対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓予算規模：8百万円～30百万円／PJ・年（70課題程度実施予定）
- ✓研究期間：最大4年半程度

○科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム(H23～R7)

…政策形成に必要な方法論を創出し、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与。



○SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム

シナリオ創出フェーズ(R1～R9)・ソリューション創出フェーズ(R1～R12)

…SDGsの達成に向けて、地域が抱える課題に対し技術シーズを活用して解決に貢献。



社会的孤立枠(R3～R9)

…社会的孤立・孤独のメカニズムを明らかにし、予防するための研究開発を推進。



デジタルソーシャルトラスト枠(R5～R10)

…デジタル化による負の側面がもたらす課題の解決に向けた研究開発を推進。



○科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム(R2～R10) RInCA

…科学技術の社会実装に伴うELSI解決に向け、研究開発現場と連携・協働し、対応策を開発・人材育成。



○R7年度新規研究開発領域(R7～)

…社会問題俯瞰調査等により、社会課題を同定し、当該課題の解決及び「総合知」促進に貢献。

○フューチャー・アース構想の推進（H26～）

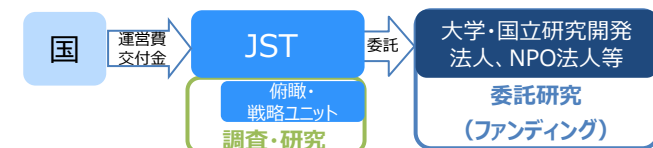
…地球環境変動に関する研究への支援を行う国際グループに参画し、国際共同研究を推進。



調査・研究

- ✓ 社会問題俯瞰調査：「総合知」による対応が必要な社会課題についての調査分析
- ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
- ✓ 研究実施における共通課題への対応等の強化により、「総合知」戦略推進に資する取組を強化

【事業スキーム】



【これまでの成果例】

- ✓ ELSIを踏まえた自動運転技術の実装のあり方検討に向け、実証実験と科学コミュニケーション実践、事故発生時の保険・法制度検討、社会受容性評価実施。成果はSIPや経産省・国交省の社会実装プロジェクト等に提供。日本学術会議「提言」策定に貢献。



- ✓ 社会的孤立・孤独の予防のため、AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし、適切な支援に繋げる「YOSSクラウドサービス」を、現場実証を経て産業界と共同開発。計11自治体77校の教育現場に導入（令和6年12月時点）。



- ✓ 幼児から青少年を対象に心のレジリエンス向上を目指したメンタルヘルス予防教育プログラム開発。定着に向け教員研修による人材育成体制を構築。京都・東京・大阪・福島・滋賀・愛知など全国102施設の他、北欧フィンランドの学校でも実証を行い、研修体制を自律的に運営していくための一般社団法人を設立。



背景・課題

我が国が目指すSociety 5.0の実現のため、**多様な主体の参画による多層的な科学技術コミュニケーション**や、新たな価値を生み出すイノベーションを担う人材を育成するための**探究・STEAM教育の強化**が必要。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）

✓ 対話・協働活動の取組など、**多層的な科学技術コミュニケーションを強化**する。科学技術リテラシーやリスクリテラシーの取組、共創による研究活動を促進するためには、多様な主体をつなぐ役割を担う人材として、科学技術コミュニケーターによる能動的な活動が不可欠。✓ **多様な主体と共創しながら、知の創出・融合といった研究活動を促進**する。✓ **STEAM教育の推進による探究力の育成強化**

○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

✓ （略）初等中等教育段階における探究的・文理横断的・実践的な学びの推進や理数系教育の推進、情報教育の強化・充実（略）

○教育振興基本計画（令和5年6月16日、閣議決定）

✓ **探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用したSTEAM教育機能強化や地域展開等を推進する。**

事業内容

日本科学未来館や「サイエンスポータル」「サイエンスティム」等を活用した**STEAM教育機能強化**や、**多層的な科学技術コミュニケーションに向けた取組**を推進。

1. STEAM教育機能強化

「Miraikanビジョン2030」を踏まえた日本科学未来館の常設展示の強化によるSTEAM教育の展開や、STEAM教育サイト「サイエンスティム」による訴求力あるSTEAM情報発信の強化。

2. 最先端の科学技術と人をつなぐ日本科学未来館の運営

3. 日本科学未来館における展示・手法開発等

最先端の研究成果やSDGs等の社会課題も含む展示を展開。先端技術等を活用し、すべての人に質の高い展示体験と対話・協働活動を目指したコミュニケーション環境と手法の開発を推進。

4. 日本科学未来館における科学コミュニケーター養成

科学者と市民とを橋渡しし双方向の対話・協働等において能動的役割を担う人材を育成。

5. 研究開発に資する共創活動の推進

科学技術情報の発信や、サイエンスアゴラ等を通じた幅広いセクターとの共創体制の構築。

大学・研究機関、企業や自治体等との共創活動、実証実験を推進。

【事業スキーム】

国

運営費交付金

JST

これまでの取組例

【科学コミュニケーション・STEAM教育機能強化】（日本科学未来館）

✓ 令和3年に着任した浅川館長のもと、Miraikanビジョン2030「あなたとともに『未来』をつくるプラットフォーム」を発表し、「人」の視点から未来を考える4つの入り口として、「Life」、「Society」、「Earth」、「Frontier」の領域を設定。



日本科学未来館

✓ 令和5年11月に、おいパーク（Life）、ハロー！ロボット（Society）、ナナイロクエスト（Society）、プラネタリー・クライシス（Earth）の4つの新常設展示を公開。



4つの新常設展示
（令和5年11月公開）



館長：浅川 智恵子
（令和3年4月～）
※IBMフェロー

✓ 更に、「量子コンピューター（Society）」、「宇宙と素粒子（Frontier）」の、2つの新常設展示を製作。（令和7年4月公開予定）

【Webポータルを通じた科学技術・STEAM教育情報発信】

○独自メディア「サイエンスポータル」での情報発信

✓ 身近な題材から最新の科学技術ニュースや研究成果など広く国民にわかりやすく発信。

✓ YouTubeチャンネル登録者数 約61.6万人（令和6年11月現在）
累計再生回数 約2億2千万回（令和6年11月現在）

○令和6年6月10日に「サイエンスティム」を運用開始

✓ サイエンスポータルと連動したSTEAM関連記事配信や、教育コンテンツ・オリジナル補助教材を提供。



（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創(産学官共創)により構築するため、**産学官民などの多様なステークホルダーを巻き込み将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組むことが必要。**
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくりを進めることが重要。**
- 特に、地域における科学技術イノベーションが重要であることに鑑み、**イノベーション・エコシステムの形成を将来にわたり主導していく人材の育成が必要。**

事業内容

- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること等**を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充。**
- 【新規】(未来共創分野) 令和7年度からは新たに、地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、それらを踏まえた研究開発を重点支援**することで、①課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果とイノベーションの創出、②産学官共創を牽引する研究者の育成及び拠点の機能強化を推進。

【経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)抄】

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の実現と**地域の中核・特色ある研究大学の機能強化に向けた取組を着実に進め**、これら研究大学群が我が国全体の研究力向上を牽引するとともに、戦略的な自律経営の下で、**優秀な若手研究者等をひき付ける研究環境の整備**や、知財ガバナンス改革を含む研究成果の展開力強化を行う取組を促進する。

【統合イノベーション戦略2024(令和6年6月4日閣議決定)抄】

2024年2月に改定された地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージを踏まえ、持続的な産学官連携プロジェクトの組成やマネジメント体制の構築や、**大学等を中核としたイノベーション創出と地域のニーズに応え、社会変革を行う人材育成に資する共創の場の形成を推進。**

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議(衆・参)】

四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自性を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**



共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)	地域共創分野・政策重点分野	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格的な昇格審査を実施。(地域共創分野の継続のみ)	支援規模: 3千万円程度/年 支援期間: 2年度程度 支援件数: 6拠点程度 ※新規採択なし
		本格的型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点(共創分野)、②国の重点戦略を踏まえた拠点(政策重点分野)、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点(地域共創分野)について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。(育成型からの昇格のみ)	支援規模: ~4億円程度/年 支援期間: 最長10年度 支援件数: 35拠点程度 ※新規採択なし
	未来共創分野【新規】		地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、産学官共創を牽引する独創的・挑戦的な若手研究者によるチーム構想の磨き上げ等を重点支援。 ※ 支援期間終了後、本格的な研究開発を想定	支援規模: 3.7千万円程度/年 支援期間: 2年度程度 支援件数: 3拠点程度

産学官連携の一体的推進型
イノベーションの形成

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、専門的人材の育成により地域文化振興の基盤強化を図る必要がある。
- アーティストと地域住民等との協働による地域課題の解決や地域活性化を図ることが求められている。

事業内容

- 我が国の文化芸術の基盤となる多様で特色ある地域の文化芸術の振興を図るため、地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。あわせて滞在アーティストと地域住民等との協働による活動を支援する。（事業開始年度：平成27年度）

1. 文化芸術創造拠点形成事業 1,043百万円（1,073百万円）

- ・地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、上限6,000万円、41事業程度）。新たに小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠（自治体補助1/2、上限1,000万円、10事業程度）を設けるとともに、一定年数以上支援を受けている事業の自走化を促す。

[取手市]創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022-2023～持続可能な芸術の営みを支える社会実験成果の実装（令和5年度）



教育機関や福祉施設と連携した
アクティブ・ラーニング・プログラム人材育成

[松戸市]文化の香りのする街構築事業（令和5年度）



芸術祭「科学と芸術の丘」

2. アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業 30百万円（30百万円）

- ・アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援する（上限400万円、7事業程度）。

アウトプット（活動目標）

- ・文化芸術創造拠点形成事業採択件数：51件
- ・アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業採択件数：7件

短期アウトカム（成果目標）

- ・文化芸術創造拠点形成事業における地域に根差した専門人材の増加
- ・文化芸術創造拠点形成事業における自主企画事業数の増加
- ・アーティスト・イン・レジデンスにおけるアーティスト等や地域の参加者の参加満足度の上昇
- ・アーティスト・イン・レジデンス受入希望者の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・文化的環境の満足度の上昇
- ・アーティストの活動・交流による地域課題の解決

⑥厚生労働省

地域活性化雇用創造プロジェクト

令和7年度当初予算案 48億円 (52億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の事業を一体的に実施することにより、地域における良質な雇用の実現を図る。

2 事業の概要

- 都道府県が、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、テーマを任意に設定し事業を企画、地域の関係者による協議会の了承を得て応募
- 第三者委員会による審査を経て事業効果が高い都道府県の企画提案を採択
- 都道府県は採択された企画提案に基づき事業を実施
※アウトカム目標の達成状況により、事業の見直しを実施（毎年度）

【実施期間】 最大3年間

【実施規模】 都道府県に対し、事業費の8割を補助（補助上限2億円／年）

3 事業スキーム・実施主体等

地域の関係者による協議会

都道府県 経済団体 学識経験者
労働者団体 金融機関 NPO等
労働局 経済産業局

厚生労働省

応募 採択

第三者委員会

学識経験者 経済団体 労働者団体

審査・選定

設置
助言・
効果検証

都道府県

国の施策

連携

都道府県の施策

A 事業主向け支援

労働環境の整備
事業所の魅力向上
生産性の向上 等



例：

- 働き方改革の取組に対する個別支援
- 雇用管理改善、職域開発セミナー
- 魅力的な求人募集に係る相談支援
- 生産性向上、新分野進出、業種転換等に向けた専門家派遣や伴走型支援

魅力ある雇用機会の確保・拡大

※テーマ例（複数選択可）

DX推進

UIターン

人材不足分野

成長分野

女性・高齢者

事業転換・継承

A・B・Cを一体的に実施

C 就職促進支援

- 合同企業説明会・就職面接会、オンライン面接会
- 専門相談員による就職支援・求人情報提供・情報発信 等

B 求職者・労働者向け支援

職業意識の啓発
スキル・資格の取得支援
インターンシップの実施 等



例：

- 個々の段階に応じた職業意識啓発セミナー
- 新たなスキル取得に向けた講習会や研修実施
- 地域企業におけるインターンシップや職場体験講習

等

企業ニーズに合った人材育成

地域における良質な雇用

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 5.8億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加算、下回る場合は減算とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

（1）基本事業（補助率：1／2）

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

（2）特別事業（補助率：1／2）

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度当初予算案 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

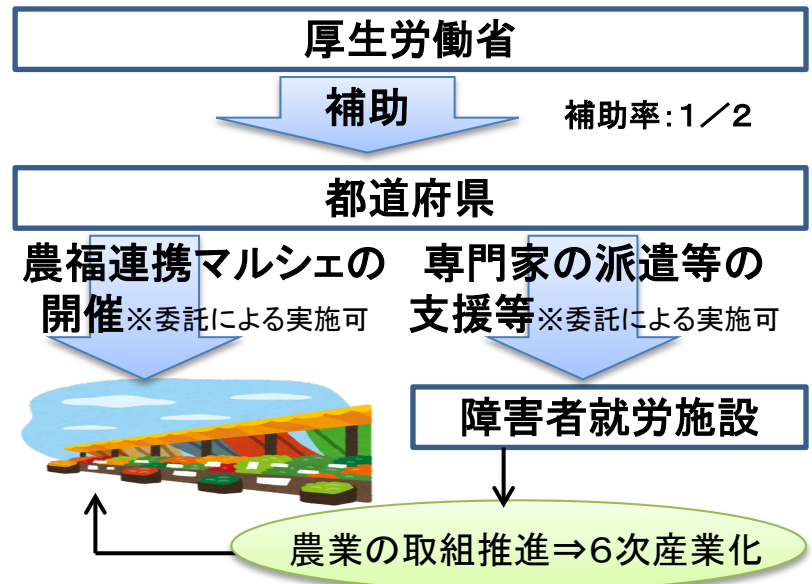
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加

